

平成29年度から新しい総合事業に移行します

～要支援1・2の方を対象とした「通所介護」・「訪問介護」サービスが、新しい制度に変わります～

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎0824-73-1165

昨年6月に介護保険法が改正され、現在、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスのうち、「通所介護」・「訪問介護」が、「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に再編され、平成29年4月までに全市町村で実施されることになりました。

これにより、「通所介護」・「訪問介護」が、“全国一律のサービス”から“市町村独自のサービス”へと移行し、これまでの介護事業所によるサービスの提供に加え、多様な担い手による新しいサービスも加わります。

【予防給付(全国一律の基準)】

訪問介護

移行



通所介護

移行



【地域支援事業】

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

NPO、民間事業者などによる掃除、洗濯などの生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出しなどの生活支援サービス

既存の通所介護事業所による機能訓練などの通所介護

NPO、民間事業者などによるミニデイサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケアなどの専門職などが関与する教室

Q 庄原市はいつ移行するの？

A 平成29年度から新しい総合事業へ移行します。平成27・28年度は、地域の各種団体と協議しながら、多様な主体によるサービスが提供できる体制や、地域の特性を生かした仕組みなどを充実させる「移行準備期間」とします。

Q これまで利用できた「通所介護」と「訪問介護」は、引き続き利用できるの？

A 平成27・28年度は介護事業所によるサービスを受けることができます。その他の「訪問看護」・「福祉用具貸与」などのサービスは、これまでどおり介護予防サービスとして利用できます。

Q それは平成29年度以降も利用できるの？

A 要支援認定の有効期間までは介護事業所によるサービスを受けることができます。移行期間（平成29年度）中に新規認定および認定を更新した方から新しい総合事業に移行していきます。

【移行のイメージ図】

